

飯塚市公告第 5 号

令和 5 年 8 月 23 日飯塚市公告第 29 号は、令和 7 年 4 月 30 日をもって廃止する。

令和 7 年 4 月 2 日

飯塚市長 武 井 政 一

市有財産を価格公示方式により次のとおり売却いたします。

令和 5 年 8 月 23 日

飯塚市長職務代理者

飯塚市副市長 久 世 賢 治

1 物件の表示等

下記物件を価格公示方式(先着順)により売却します。

物件の表示	台帳地目	実測面積 (㎡)	売却価格 (円)	用途地域	
				建ぺい率	容積率
佐與 1425 番 12 外 3 筆	宅地	459.13	4,200,000	第一種中高層 住居専用地域	
				60%	200%

注 1) 申込等の詳細は、「価格公示方式による市有地売却実施要領」にてご確認をお願いいたします。

2 申込方法等

(1) 申込方法

市有地購入申込書に必要な事項を記入して押印のうえ、添付書類を添えて申込みをしてください。

[添付書類]

- ① 住所地(市町村)で発行する市町村税の「滞納のない証明書」
- ② 法人の場合：法人の履歴事項全部証明書(法務局にて交付)及び役員一覧
個人の場合：身分証明書【本籍地(市役所又は町村役場)にて交付】
- ③ 誓約書兼承諾書

※上記①、②は原本を添付してください。

(2) 申込受付期間

令和 5 年 8 月 30 日(水)から

※市の休日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3 申込場所

飯塚市役所 財産活用課 財産管理係

4 売買代金等の納付

- (1) 売買代金及び所有権移転登記等に関する費用については、売買契約締結後 14 日以内に一括納付することを原則とします。
- (2) 売買代金等の納付期限は、(1)にかかわらず、売買契約締結日の翌月の末日まで延長することができます。その場合、売買代金の 10%以上の額を契約保証金として契約時に納入していただきます。また、契約保証金は売買代金の一部に充てることができます。
- (3) 売買代金等を納付期限までに納付できない場合は、締結した売買契約を解除します。

5 売却相手方の負担する費用と所有権移転等

- (1) 売買契約書に貼付する収入印紙や添付する印鑑証明書など契約に関して要する一切の費用は、売却相手方の負担となります。
- (2) 売買代金が完納されたときに所有権が移転し、物件を引渡したものとします。
- (3) 所有権移転登記は物件の引渡し後に市において行います。また、所有権移転登記と同時に「所有権移転解除の定」の特約事項の付記登記を行います。所有権移転登記等に関する事務費や法務局に納付する登録免許税などの契約履行に関して要する一切の費用は、売却相手方の負担となります。
- (4) 所有権移転登記の際に法務局へ納付する登録免許税は、市が指定する方法により納付してください。

6 その他

- (1) 本物件の土壌調査、地盤調査及び地下埋設物調査は行っておりません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下及び地下埋設物が発見されても市は一切責任を負いません。

7 問い合わせ先

飯塚市役所 財産活用課 財産管理係

電話番号 0948-22-5500 内線 1413

メールアドレス zaisankatsuyou@city.iizuka.lg.jp